別表六の三　記載要領

1　この表は、外国法人が法第144条の２（外国法人に係る外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「当期の国外源泉所得に係る所得の金額の計算」の各欄は、令第193条第１項（国外所得金額）に規定する国外源泉所得に係る所得の金額について記載すること。この場合において、当該各欄に記載した金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

別表七㈠の表中「所得金額控除限度額 (1)×50、65、80又は100/100」を「所得金額控除限度額 (1)×50、55、60、65又は100/100」に改め、同表の記載要領第１号中「、所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号。次号(2)において「平成27年改正法」という。）第２条の規定による改正前の法人税法（次号(2)において「平成27年旧法」という。）第57条（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）若しくは第58条（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）」及び「。次号(2)において「平成23年12月改正法」という。」を削り、同第二号を次のように改める。

2　「所得金額控除限度額 (1)×50、55、60、65又は100/100」　(2)　の欄は、平成30年４月１日以後に開始する事業年度で中小法人等事業年度（法第57条第11項各号又は第58条第６項各号に掲げる法人の法第57条第11項各号又は第58条第６項各号に定める各事業年度及び次に掲げる法人の各事業年度をいう。以下この号において同じ。）に該当しない事業年度にあつては「、55、60、65又は100」を消し、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの間に開始する事業年度で中小法人等事業年度に該当しない事業年度にあつては「50、」及び「、60、65又は100」を消し、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの間に開始する事業年度で中小法人等事業年度に該当しない事業年度にあつては「50、55、」及び「、65又は100」を消し、平成28年４月１日前に開始した事業年度で中小法人等事業年度に該当しない事業年度にあつては「50、55、60、」及び「又は100」を消し、中小法人等事業年度に該当する事業年度にあつては「50、55、60、65又は」を消すこと。

(1)　租税特別措置法第67条の14第１項第１号（特定目的会社に係る課税の特例）に掲げる要件を満たす特定目的会社

(2)　租税特別措置法第67条の15第１項第１号（投資法人に係る課税の特例）に掲げる要件を満たす投資法人

(3)　租税特別措置法第68条の３の２第１項第１号（特定目的信託に係る受託法人の課税の特例）に掲げる要件を満たす同項に規定する特定目的信託に係る受託法人（法第４条の７（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人をいう。(4)において同じ。）

(4)　租税特別措置法第68条の３の３第１項第１号（特定投資信託に係る受託法人の課税の特例）に掲げる要件を満たす同項に規定する特定投資信託に係る受託法人

別表七㈠付表一の記載要領第七号中「内書には、」の次に「令第112条第５項（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する」を加える。

別表七㈠付表二の記載要領第三号中「場合に、」の次に「令第112条第５項（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する」を加える。

別表七㈠付表三の記載要領第三号中「内書には、」の次に「令第113条第１項第３号（同条第４項において準用する場合を含む。）に規定する」を加える。

別表七㈢の表中「所得金額差引計 ((別表四「37の①」)－(7)又は (別表四「37の①」)－(7)－((別表四「37の①」)－(4))×0.2)」を「所得金額差引計 (別表四「37の①」)－(7)」に改め、同表の記載要領第１号中「第５号に」を「第４号に」に改め、「、所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号）第２条の規定による改正前の法人税法（以下この号及び第３号(2)において「平成27年旧法」という。）第59条第２項（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）（震災特例法第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含み、平成27年旧法第59条第２項第３号に掲げる場合に該当する場合を除く。）の規定の適用を受ける場合」「及び第３号(3)」及び「（第３号(3)において「平成25年旧震災特例法」という。）」を削り、同第三号を削り、同第四号を同第三号とし、同第五号中「平成27年４月１日以後に開始する事業年度において」を「法人が」に改め、同号を同第四号とする。